

令和2年3月25日

お客さま 各位

北海道信用漁業協同組合連合会

各種貯金規定等の改定について

当会では、令和2年4月1日改正民法施行により、各種貯金規定等に下記内容の条項を新設又は追加しますので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の規定等は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用になりますので、あらかじめご了承ください。

※各種貯金規定等の交付をご希望の場合は、窓口までお申し付け下さい。

記

1. 改定趣旨

- (1) 貯金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化（新設）
制限行為能力者が、他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為は取り消すことができることが定められたことから、貯金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出を義務化するものです。
- (2) 定期貯金規定における満期日前解約の明確化（追加）
貯金について、寄託の規定が準用されることとなり「寄託者（貯金者）は受寄者（金融機関）に対していつでもその返還を請求できる」旨の規定が適用され、別段の合意がない限り定期貯金の満期日前であっても解約できることとなるため、定期貯金の満期日前解約について明確化するものです。
- (3) 定型約款の変更に関する周知方法等の明確化（新設）
改正民法において、貯金規定等が「定型約款」と位置づけされたことにより、貯金規定等について法令改正や、経済情勢の変動によりその内容を変更する場合の具体的な周知方法を明確化するものです。

2. 実施日

令和2年4月1日（水）

3. 改定対象貯金規定等

別紙「貯金規定等改定一覧表」のとおりです。

以上

貯金規定等改定一覧表

NO.	規定	改定箇所		
		成年後見人等の届出	貯金の解約、書替継続	規定の変更等
1	当座勘定規定	○		○
2	当座勘定規定（専用約束手形口）	○		○
3	普通貯金規定	○		○
4	総合口座取引規定	○		○
5	貯蓄貯金Ⅱ型規定	○		○
6	貯蓄貯金Ⅱ型スウィング規定			○
7	納税準備貯金規定	○		○
8	ICキャッシュカード規定			○
9	デビットカード取引規定			○
10	目的貯金規定	/	/	/
11	通知貯金規定	○		○
12	自由金利型定期貯金（大口定期）規定	○	○	○
13	自由金利型定期貯金（M型）規定	○	○	○
14	変動金利定期貯金規定	○	○	○
15	自由金利型期日指定定期貯金規定	○	○	○
16	積立定期貯金規定	○	○	○
17	定期積金規定	○		○
18	財形年金貯金規定	○		○
19	財形住宅貯金規定	○		○
20	一般財形貯金規定	○	○	○
21	決済用普通貯金規定	○		○
22	決済用総合口座取引規定	○		○
23	現金自動預入支払機による定期性貯金取引に関する規定			○
24	反社会的勢力介入排除等に関する規定	/	/	/
	盗難通帳等による貯金等不正払戻し被害補償等に関する規定	(注)	/	/
25	譲渡性貯金規定（信漁連のみ）			○
26	JFマリンネットバンク利用規定			○
27	振込規定			○
28	代金取立規定			○

(注) 4条（成年後見人等の届出）を削除